岐阜市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 11月 12日

岐阜市教育委員会　教育長　水野和彦

岐阜市教育委員会規則第 4 号

岐阜市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

岐阜市学校運営協議会規則（平成20年岐阜市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
（協議会の権限） 第10条　対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1)　（略） (2)　対象学校の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。 (3)～(5)　（略） 2・3　（略）	（協議会の権限） 第10条　対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1)　（略） (2)～(4)　（略） 2・3　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。